

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

「被災者の生活の安定に寄与すること」を目的とする地震保険!!

～2014年7月から地震保険料が改定されました!～



地震保険の目的は、「被災者の生活の安定に寄与すること」と定められています。被害を受けられた方に少しでも早く、もとの生活を取り戻していただきたい、その想いがつまっているのが地震保険です。

先頃、政府の地震調査研究推進本部が発表した地震リスクの高まりを踏まえ、2014年7月から地震保険料が改定されました。全国平均で15.5%の引上げとなりましたが、引下げとなったところもあります。なお、引上げ率・引下げ率は、都道府県や建物の構造ごとに異なりますので、詳細は損害保険代理店にお問い合わせください。

免震建築物割引と耐震等級割引は拡大!

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度がありますが、今回の保険料改定にあわせて見直されました。免震建築物割引および耐震等級割引（耐震等級3および2）の割引率が拡大されました（表1）。

割引の適用には確認資料が必要です（表2）。

詳細は損害保険代理店にお問い合わせください。

【表1】割引率

		改正前	2014年7月～
免震建築物割引率		30%	50%
耐震等級割引率	耐震等級3	30%	50%
	耐震等級2	20%	30%
	耐震等級1	10%	10%

(注)耐震等級1の割引率は変更ありません。

【表2】割引適用に必要な代表的な確認資料（いずれか1つが必要です）

	確認資料	資料の概要
従来	①住宅性能評価書	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく資料
	②認定通知書 等	長期優良住宅に関する資料
新規	③適合証明書	住宅金融支援機構の融資（フラット35S）に関する資料
	④住宅性能証明書	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置に関する資料
	⑤認定長期優良住宅建築証明書	長期優良住宅に関する資料
	⑥共用部分・検査評価シート 等	マンション等の区分所有建物の共用部分全体の評価に関する資料

(注)③～⑥は2014年7月から範囲が拡大された代表的な確認資料。

参考：損保協会ホームページより

皆さまの生活の安定に貢献する損害保険代理店へご相談ください!

東日本大震災では、発生3か月後には、損害保険会社は、お客様からご連絡をいただいた事故の90%以上について、対応を完了しました。

保険金の支払いについては、損害調査が迅速に実施されるとともに、被災者が納得される適切な損害認定が行われることが重要です。保険契約者と普段から接している損害保険代理店が、損害調査の際に同行してくれたので安心だったという声も寄せられ

ています。

損害保険代理店は、契約者のニーズに応じて、皆様の生活の安定に貢献しています。地震など災害への備えについて、気軽にご相談ください。

